

令和3年度 第9回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年11月10日(水) 午後1時30分  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

## 第9回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和3年11月10日（水）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 議席の指定
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 教育長報告事項
- 5 協議事項
- 6 議案審議  
議案第16号 青梅市文化財保護指導員の委嘱について  
議案第17号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）
- 7 教育長閉議および閉会宣言

---

### 教育長報告事項（再掲）

- 1 いじめ重大事態の発生について（経過報告）（教育指導担当）
- 2 根ヶ布調理場にかかる土壌調査の状況について（学校給食センター）
- 3 諸報告
  - （1）委員会等会議録
    - ア 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）
  - （2）事業等の実施予定について
    - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
  - （3）事業等の実施結果について
    - ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

---

### 協議事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会表彰規程にもとづく児童・生徒表彰実施要領について（教育総務課）
  - 2 青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について（教育指導担当）
  - 3 令和3年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰について（教育指導担当）
  - 4 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について（学校給食センター）
  - 5 令和3年度（第39回）青梅市芸術文化奨励賞の交付について（社会教育課）
-

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稻 葉 恭 子
	教育委員会委員	榎 本 淳一郎
	教育委員会委員	百 合 陽 子

出席説明員	教 育 部 長	浜 中 茂
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひとみ
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	社 会 教 育 課 長	遠 藤 康 弘
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 辺 雅 哉

午後 1時30分 開会

---

#### 日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 それでは会議に入ります。

本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。

これより、令和3年度第9回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### 日程第2 議席の指定

【教育長（橋本）】 初めに、議席の指定を行います。青梅市教育委員会会議規則第5条の規定にもとづき、ただいまお座りいただいている席を議席と指定させていただきます。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第3 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 次に、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、稲葉委員を指名いたします。

【委員（稲葉）】 はい、承知しました。

---

【教育長（橋本）】 次に、令和3年8月25日開催の第7回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、令和3年10月6日開催の第8回定例会の会議録につきましては、個別に送付し、それぞれご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議がないようでございますので、第7回定例会および第8回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

---

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項1につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

また、本日は、終了後、郷土博物館への視察を予定しておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いしたいと存じます。

---

#### 日程第4 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと思います。どなたかございますでしょうか。

【委員（大野）】 橋本教育長、ご就任おめでとうございます。事務局の皆様がきっと教育長を支え

て青梅市の教育のために全力を尽くしていただけたらと思います。私ども委員も教育長が教育全体にどっぷりつかりながらお仕事を進めていくのを、外部の、また市民目線の人間としてご意見を申し上げて、教育長が進められる青梅市の教育がさらに進展していくように、私どもも協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、学校訪問がOKになりまして、幾つか訪問しました。たぶん皆さんと同じようなお話になるかと思いますが、やはり一番目について感心したのは、ICT教育についてです。小・中学校ともタブレットパソコンとか大型プロジェクター、それから電子黒板などの活用を、授業でかなり図ろうとしています。学校が本気でそういったものを使おうとしている姿勢がよく見えたかと思いません。

授業改善を図って下さいということはどここの教育委員会でもきっと学校にお願いをして、校長先生もお進めになっているかと思いますが、なかなか進んでない状況もこれまであったかと思いません。例えば黒板とチョーク一本で授業を進めるとか、昔ながらの授業がつい最近まで行われていました。ところが、このICTのタブレットパソコンとか電子黒板などを使い始めた授業を見ますと、中学校も含めてですけれども、本当に積極的に教材提示とか、子どもたちの自学習、いろいろなものの調べ学習とか、友達同士の意見交換とか、発表資料づくりとか、そういうものでタブレットパソコンを大いに活用しています。実はこういう方向での授業改善をしてくれといっている、その方向性と軌を一にしているかと思いません。ICT教育が学校の授業の仕方が大きくいい方向にいくいいきっかけになるなというふうに感じました。

また、すべての学校ではありませんが、幾つかの学校で教えていただきましたけれども、子どもたちが一人で勉強できるドリルのアプリを入れておきまして、実際に授業中に5分とか10分の時間をとって、子どもたち一人ずつタブレットパソコンを使った基礎・基本を学ぶための自学自習をしているところに立ち会いました。前から繰り返し言っていますけれども、子ども一人でドリルのできるアプリを大いに活用していくということで、青梅市の子どもたちの基礎的な学力を高めるため、一つの大きなきっかけになるんじゃないか。

そういう意味でも、これからのICT教育を青梅市が進めていくということに大きな可能性を感じております。

以上です。

**【委員（稲葉）】** そのICTのことですけれども、各学校からいただいている学校だよりも、それを少し踏み込んで、使いこなせたがゆえに悪用するというところで、危機感を持って使いたまおうという警告が親御さんたちに発信されているところが、すごくいいなと思えました。やはり利点もあればなかなか危険なところもあるので、そこは使い方を間違えると大変なことになるよというのを、保護者と一緒に子どもたちがきちんと使い方の危機管理ができるようにご家庭でもしていけるような学校だよりは、とても大事だなと思えます。それぞれの学校では危機管理の講習会などが開かれているところもあるので、引き続き普及と一緒にそちらも並行してされているのはとてもいいことだなと思えました。

それからもう一つ。吹奏楽部がとってもいい成績で、いろいろな大会等でいい賞をとられています。これだけのいい活動をしている演奏を市民がなかなか楽しめない、聴けないということで、今大きなホールのことも懸案にあがっていると思うんですけども、ぜひぜひ市民が青梅市で聴けるようなホールができるように、教育委員会でも働きかけていければいいかなと思うんです。いろいろ財政難のこともあると思うんですけども、やっぱり子どもたちのためにホールを建てようと思う青梅市民は多いと思うので、その辺の資金繰りは、寄付を募ればいいんじゃないか、クラウドファンディングをすればいいんじゃないかなということまで考えておりますので、子どもたちの頑張りを応援できる教育委員会でありたいなと思っています。

3点目、私は「あまがさすの森」という教育の森づくりに関わっているんですけども、そこへ区内の小学生が森林体験にたくさん来ているのですが、初めてこの間、青梅の小学校が森林体験をされたそうです。そのときに、「青梅学」として御岳の一泊学習というのはきちっとされていて、それはすごくうれしいことなんですけど、「青梅学」の一環としてこの森林体験も入れていきたいんだけど、予算をどこから捻出したらいいのかわからないという話がありました。それについては、農林環境譲与税というのが去年か一昨年出ています。それは行政に来ていまして、その使い道の中に「教育分野での利用可」と書いてあるんですね。その中で、森林体験というところで、教育委員会と農林水産課とが協働して予算化できないかなと思いました。森に入ると、子どもたちの本当の自然の姿というか豊かな人間性が現れて、入ったときと出てきたときと全然顔が違ったりします。そこから自然とか環境というところの考え方が変わってきます。「青梅学」の一環として、青梅の森は63パーセントあるので、そういう教育活動の場があるんだったら、そこを活用できるような事業を予算化をしていただければいいなと思いました。

以上です。

**【委員（榎本）】** 私も学校訪問のことですけど、今コロナが治まって学校訪問にも何回か行けるようになったんですが、以前と比べて全体的な印象として授業に集中している子が増えたのかなというふうに感じました。それは、タブレットの普及が一因かと思うんです。例えば、創造的なことを発表させるときに、家庭環境によってはなかなか思いつかない子もいると思うんですけど、タブレットを活用することによって何かしら自分もその授業に参加できるような機会が増えてくるというふうに感じました。

小学校と比べると、中学校はまだタブレットとかIT機器の普及が遅れているのかなと思うんですけど、これは受験もありますので、なかなかその辺は難しいのかなというふうに思いました。

以上です。

**【委員（百合）】** 私も学校訪問のことですけども、第三中学校にお邪魔したときに、ちょうど給食が終わりかけの時間だったんです。学校じゅうに、たぶんみんなの好きな曲なんですか、テンポのいい曲が流れていて、音が大きかったので、「大きい音で流れているんですね」と高橋校長先生に聞いたら、高橋校長先生は「もっと小さくしてもらいたい」とは言っていましたが、児童・生徒たちは黙食で、黙って前を向いて食べていると思うので、せめて音楽ぐらい、耳から入るもの

は好きなものを思い切り満足する音で聴いてご飯が楽しく食べられているのならいいかなと私は思ったんです。しばらくこの黙食というのは続くと思うので、そうやって音楽をかけたり、放送委員の子の工夫によって楽しい給食の時間が過ごせればいいかなと思いました。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

それぞれご意見を頂戴いたしました。庁内関係部署に伝えるべきことは早速お伝えをしたいと思っております。ありがとうございます。

---

## 2 根ヶ布調理場にかかる土壌調査の状況について（学校給食センター）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項2、根ヶ布調理場にかかる土壌調査の状況について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（中村）】 それでは、本日机上配付をいたしました報告資料2、左上ホチキス留めのA4とA3が一緒になっている資料でございますが、こちらをもとにご説明をさせていただければと思います。

根ヶ布調理場にかかる土壌調査の状況についてご報告をいたします。

今回、調査の全体像がわかるように、資料を一新しております。一部重複の内容もございますが、ご了承いただければと思います。

まず、1の概要でございます。この調査ですが、青梅市学校給食センターの整備事業にあたりまして、建設予定地である根ヶ布調理場敷地において、東京都の条例であります「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、また国の法律であります「土壌汚染対策法」の定めによりまして土壌調査が必要となり、実施したものであります。

調査の実施にあたりましては、都の土壌汚染対策指針や土壌汚染対策法ガイドライン等にもとづいて実施しております。

続いて2でございます。地歴調査につきましては、10月6日の教育委員会にご報告をさせていただいておりますので、今回は省略をさせていただきます。

裏面をお願いいたします。3 表層調査の概要でございます。

(1) 実施時期につきましては、令和3年9月25日から11月5日まで実施したものでございます。

(2) 実施根拠でございます。3行目※でございますが、地歴調査の結果、過去に杉山製陶、井戸鉄骨等の工場等があった関係で、東京都環境局多摩環境事務所と協議をした結果、汚染がないという判断はできないということから、土壌汚染状況調査ということでまず表層調査を実施することとなったものでございます。

(3) の対象物質につきましては、第一種特定有害物質（土壌ガス系）2物質、こちらは18地点で実施をしております。第二種特定有害物質（重金属類）は法定の9物質すべてでございます。こちらは66地点、実施をしております。

(4) 調査内容でございます。表層50cmの土壌ガスおよび土壌を採取いたしまして、土壌ガスについては対象物質の濃度、土壌につきましましては対象物質の土に含まれる含有量、それからそれが水に溶け出す溶出量、こちらを分析してございます。

(5) 実施結果でございますけれども、第二種特定有害物質の鉛につきましまして、溶出量が基準値を超過したという結果になってございます。土壌採取箇所および分析調査については別紙の図面でご説明させていただきます。

恐れ入りますが、右上に別紙1と記載したA3の図面をお願いいたします。

まず別紙1は、土壌ガスの調査でございます。第一種特定有害物質(土壌ガス系)2物質ということで調査をしてございます。左側の下が、前回もご報告をさせていただいた30mごとの青い線、その中の10mごとの薄い水色の線で区切ったところで、四角い地点の部分において土壌ガスを調査したところでございます。こちらが18カ所ということで、土壌ガスは18カ所でございます。

右側に調査結果ということで、下段に表が2つございます。こちらの調査結果につきましては、土壌ガス2物質、すべて基準値内という結果でございます。土壌ガスについては問題がないという状況でございます。

1枚おめくりをいただきまして、別紙2をお願いいたします。

こちらは重金属の盛土部分ということでございます。前回、10月の段階では土壌については黄色の部分、ピンクの部分、別紙3の左側の図面を調査予定ということでお示しをしたところでございます。実際の実施にあたりまして、再度、東京都環境局の方と協議をしまして、根ヶ布調理場を建てる際に、敷地が更地になったところに、調理場というのは床を高くつくるので、外側にコンクリートで基礎をつくって、中に土を入れて、その土の上にコンクリートをして盛土をしていることがわかりまして、この盛土の土がもともとあった土なのか、どこから持ってきた土かわからないということで、じゃ盛土の部分も含めて土壌はやりましょうと。ガスもそういう形でやっているんですけれども。そういったことで、盛土部分も含めて調査ということになっておりますので、今回別紙2が盛土部分ということで新たに追加させていただいた図面でございます。

プラットホームがあつて、高くなっている部分の、実際調理場の床のコンクリートの下に土が入っているところが盛土部分。その下の、ほかの駐車場とか含めた、アスファルトコンクリートで舗装してあるところが元々の地盤ということでご理解いただければと思います。

この盛土部分について、重金属類は、赤い丸の部分採取してございます。14カ所でございます。その結果については、右側の表のとおりでございます。盛土部分についてはすべて基準値内ということで、汚染はなかったということでございます。

3枚目の別紙3でございます。こちらが今回調査の結果、汚染があつたというところでございます。左側の下が実際に丸のマークの数だけ採取をしたということで、52カ所でございます。その結果が右側の表となつてございます。重金属については、土の中にどれだけの量が含まれているか。また、含まれているのが基準値内だとしても、それが水に溶け出す可能性があるかどうか。その溶出量ということで、2つの基準がございます。まず、土壌の含有量に関してはすべて基準値内で



ございました。ただし、右側の表の2つ目、マスが一つだけ黄色く塗ってありますけれども、C2-2というところ、0.01の基準値に対して0.025という結果でございました。この1カ所が、左側の下側のメッシュのC2の上から2つ目が濃く縁取りしておりますが、その表層部分50cmのところ、溶出量が鉛が超えてしまったという結果でございました。こちらが表層調査の結果でございます。

それでは、今後というところで、最初の報告資料A4の方にお戻りいただいて、1枚目の裏面です。今後の予定でございまして、まずは東京都の環境局に表層調査の結果を報告させていただきまして、今後の追加で必要な調査等の協議を実施したところでございます。現在その結果にもとづいて、各種作業を進めているところでございますが、現段階でわかっている今後の調査でございます。4の地下水調査、これが表層調査の一部ということになりますけれども、表層調査の結果、鉛の溶出量が基準値を超過したため、その発生した地点の下に水が出るまで掘りまして、その地下水に溶け出してないかという調査をいたします。これはまだ現在業者にいつごろできるかということで見積もりを依頼しているところでございまして、実施時期等については調整中ということでございます。

これは必要はないんですけども、一応(4)ということで、周辺に飲み水として使われている井戸がないか調査できないかということで、環境局や福祉保健局等に問い合わせをさせていただいているところでございます。

続いて、2枚目の5でございます。詳細調査というものが必要になってまいります。今までは表面だけでしたけれども、今度は下に深く掘ることを詳細調査と呼んでおりますけれども、表層調査の結果、溶出量が基準値を超えておりますので、今度は1m単位で10mまで、それぞれ1mごとに土を採取しまして、その土壌の中に汚染があるのかないのかといった調査をしていくということをご予定してございます。またその結果によって、その後対応が必要であれば、また東京都と協議をしていくことになってまいります。1m、2m、それより下については特に汚染がなければ、今回は表層の部分の土だけを入れ替えて対応するというような方向になるというふうには聞いております。詳細調査はこれからになってまいりますので、現時点においてはこういう状況であるということをご理解いただければと思います。

調査の結果については以上のとおりでございます。現在、今後の追加調査を手配中でございますので、1月の教育委員会においてはもう少し、結果なども含めてご報告できるよう作業を進めております。

以上、大変雑駁でありますけれども、報告は終わらせていただきます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

### 3 諸報告

#### (1) 委員会等会議録

ア 社会教育委員会議会議録（社会教育課）

#### (2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

#### (3) 事業等の実施結果について

ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項3、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様にはお目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと存じます。

【文化課長（北村）】 資料の差し替えについてご説明をいたします。

生涯学習事業実施結果についてですが、A3横長の資料、表の一番下、文化課（吉川英治記念館）の事業名ですが、夏季展示「著名作家の直筆原稿展（文アルとのタイアップ）」となっておりますが、正しくは「吉川英治と市所蔵直筆資料展～青梅市吉川英治記念館×文豪とアルケミスト～」です。

この場をお借りしまして訂正させていただきます。誠に申しわけございませんでした。

【教育部長（浜中）】 机上に、いじめ問題対策委員会の答申書の写しをご配付させていただきました。前回の教育委員会の諸報告の中で、いじめ問題対策委員会の方に、今回の協議事項にもなっておりますいじめ防止条例の一部改正についての諮問をさせていただきました。それに対するお答えでございます。

委員会の結論といたしましては、文書にありますとおり、「学校、教職員に対して、児童・生徒、その他保護者等から、当該児童等にかかるいじめの相談を受けたときに、教育委員会への速やかな報告を義務付けることは、適当であると認める」、こういう結論でお答えをいただいているところでございます。

また2として、一部改正に当たってのご意見ということで、「条文については、誰が行うのか、主語を明確にすること」、「教育委員会への報告に当たり、時間的な表現として『速やかに』等の文言を加えること」がいいだろうということ。また、「一部改正が完了した際には、学校に対して、研修等を行い、具体的な考え方や手順を明確に示していくこと」といったようなご意見を頂戴しておりますところでございます。

報告を終わらせていただきます。

【教育長（橋本）】 資料の差し替えについてご迷惑をおかけいたしました。また、ただいま教育部長からありました説明を含めて、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

## 日程第4 協議事項

### 1 青梅市教育委員会表彰規程にもとづく児童・生徒表彰実施要領について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。青梅市教育委員会表彰規程にもとづく児童・生徒表彰実施要領について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議資料1 令和3年度青梅市教育委員会児童・生徒表彰実施要領（案）について、ご説明申し上げます。

内容は前年度と全く同様となっておりますが、前年度は当初、表彰の種類に優良表彰、模範表彰、功績表彰という表彰の名称はありませんでしたが、教育委員さんからご意見をいただきまして、最終的にこのような形で表彰しております。

なお、本件の表題の（案）については、この場でご承認いただいた後、削除し、各学校にお示しをさせていただきます。

それでは、内容等について説明をさせていただきます。

まず1の目的ですが、青梅市教育委員会表彰規程第2条の規定にかかる青梅市教育委員会児童・生徒表彰推薦基準にもとづき、該当児童・生徒を表彰することにより、今後の活動の励みとなるよう褒め称えることを目的といたします。

2 表彰対象者は、市立小・中学校に在籍する児童・生徒（全学年）となっております。

3 表彰の種類等ですが、4枚目の「青梅市教育委員会児童・生徒表彰推薦基準」を基準としまして、また1枚目に戻りますが、それぞれ第2条第1号の優良表彰、第2条第2号の模範表彰、第2条第3号の功績表彰の3種類としております。

また、特別な表彰として、今年度も努力が顕著である児童・生徒について、第2条第2号の模範表彰として、各小・中学校の最高学年で1名まで推薦できることとします。この特別の表彰については、明確な基準はありませんが、スポーツを頑張っているお子さん、勉学を頑張っているお子さん、学校に一日も休まずに通っているお子さんなど、各学校の判断で、いわゆる努力賞として児童・生徒を学校からご推薦いただきたいと思います。

4 表彰推薦対象期間につきましては、令和3年1月16日から令和4年1月15日までの1年間となっております。

推薦書類の締切りは、令和4年1月20日とさせていただきます。

続きまして、裏面に移りまして、6の表彰式でございます。期日は令和4年3月12日、場所は昨年度と同じ市役所2階204～206会議室、午前10時から小学生の部、午前11時から中学生の部の2部構成とします。

また、表彰式の出席者は小学校6年生と中学校3年生。団体の場合は団体の代表者1名といたします。

表彰式に出席する児童・生徒1名につき、現段階では保護者2名を出席可能としますが、表彰対象者の人数やコロナの感染状況によりましては、出席人数の変更をする場合もございますので、

ご承知おきください。

最後、7 その他になりますが、表彰式の出席対象とならない小学6年、中学3年以外の児童・生徒さんにつきましては、各学校での全校集会などで表彰していただきたいと考えております。

また、表彰式の様子につきましては、広報おうめ、青梅市教育委員会ホームページに掲載をいたします。

昨年度は、緊急事態宣言中ではありましたが、小・中学生別々の開催、広い会場、同伴保護者1名とするなど、感染症防止対策を施した上で実施をいたしました。短時間で実施できて、コンパクトではありましたが、大変よい表彰式ができたのではと思っております。

説明は以上になります。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（榎本）】 細かくて申しわけないですけど、この表彰規程に「表彰は毎年11月3日に行う」とあるんですけど、これは文化の日とか、そのような決まりがあるんですか。

【教育部長（浜中）】 この表彰規程にあります第5条の「毎年11月3日」ということ、これは文化の日ということ意識してのものということで、私どもは認識しております。11月3日の文化の日を広めていくことや、文化の日の趣旨を勘案して、子どもたちの表彰にはふさわしい日ではないかということで、この規程にあるわけなんですけれども、スケジュール的になかなかそのとおりにいかないというような現状でございます。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

それでは協議事項ですので、お諮りさせていただきます。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会表彰規程にもとづく児童・生徒表彰実施要領について、は承認されました。

---

## 2 青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項2を議題といたします。

青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

まず、資料1枚目の要綱をご覧ください。

初めに、1 改正の理由であります。近年における重大事態の事例を踏まえ、いじめへの対処をより一層強化するため、児童等またはその保護者その他の者から相談を受けたときの取扱いを定めようとするものであります。

次に、2 改正の内容であります。 (1) としまして、学校に対して、児童等、その保護者

その他の者から当該児童等にかかるいじめの相談を受けたとき等の教育委員会への即時報告を義務付けるものであります。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

左側の改正後の中段あたりでございます（委員会への報告）というところで、第20条を新たに設け、学校がいじめの相談、また通報や確認を受けて、いじめの情報を受けたときには直ちにその旨を校長から教育委員会に報告することを義務付けるものでございます。これはいじめに対し早期に対応するものでありまして、いじめについて相談であれ、通報であれ、確認であれ、いずれの場合におきましても、そういった情報を学校が受けたときには、教育委員会へ即時報告を義務付けることで、教育委員会へ情報を集約させることを狙いとしております。

お戻りいただきまして、要綱の（2）その他所要の規定の整備としましては、先ほどの新旧対照表にありますとおり、現行の第20条から第28条までを1条ずつ繰り下げるとともに、改正後の第21条第1項から第3項までにおいて所要の文言整理を行います。また、条の繰り下げに伴いまして、目次と第12条第4項で引用する条を改めるものでございます。

最後に、要綱の3 施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご協議賜りますようお願いいたします。

**【教育長（橋本）】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

**【委員（大野）】** 学校の立場になって、改めてゼロからこれを見てみたんです。いじめの調査の結果を定期的に報告いただいていますけれども、この「相談」という言葉の意味です。児童本人とか親から相談を受けたときには、学校はそれを教育委員会に報告しなければいけないんですよ。いじめの調査の数字などを見ると、いじめのアンケートだけじゃなくて相談はかなり受けていますよね。かなりの数がこれから教育委員会にどんどん報告されると。そういうことを想定していらっしゃるんですか。

**【教育指導担当主幹（梶井）】** 今まで報告があるものは、学校として、いじめとして認知をしたものでございます。今回の一部改正につきましては、相談を受けたものということで、大野委員がおっしゃるとおり、いじめとして学校が認知できないものについても、まずは教育委員会で集約をするということで、その内容について学校とともに考えていくということが狙いでございます。

**【委員（大野）】** 例えば、ある小学校の6年生のAちゃんという子が、同級生から無視されているんだということで、担任の先生に帰りがけに相談があったとします。担任の先生は校長先生に当然報告をし、校内のいじめ対策委員会などで対応していくんでしょうけど、それをすぐに校長先生から教育委員会に報告していくと、そういう流れでいいんですか。

**【教育指導担当主幹（梶井）】** おっしゃるとおり、学校の中である程度その情報を共有した上で、校長先生から、まだ事実確認ができていない段階であっても、相談があったということを学校として受け止めたことにつきましては、こちらにご報告をいただくものでございます。

**【委員（榎本）】** 今までどのような形で報告をされていたのかわからないんですけれども、たぶん

すごく件数が増えると思うんですが、そのあたりはどういう媒体を使ってやる予定なんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 これまでは、いわゆる電話等での報告の形でしたけれども、様式をつくりまして、可能であれば電子で活用できるようなものを使って、できるだけ集約しやすいような形をしたいというふうに考えております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（大野）】 今の話から、この先どういうことが起きていくのかなと考えると、教育委員会の指導主事の先生などの仕事量がかなり増えてくるでしょうね。それでいいのだろうと思うけれども、処理し切れなくなってしまうことが心配です。前回の教育委員会でもお話ししたような、いじめ対策について対応していく人員を、指導主事を増やすなり、教育関係の法律に精通している方、そういう人たちを配置していくようなことを考えていかないと、教育委員会の事務局がパンクしてしまわないか、心配です。

【指導室長（手塚）】 今回この条例の改正にあたりまして、相談自体についても、今までは学校において、校長の判断でというところがあったものを、教育委員会に報告をするということは、かなりの件数の報告があるだろうというふうに想像しているところです。

今回、ここに至ってしまった経緯というのは、いわゆる重大事態が3件発生したということ、軽微ないじめがなかなか解決に至らず結果として重大事態になってしまったということは、深く受け止めなければならないだろうというふうに思っています。

また、大野委員からお話があったとおり、報告があったとしても、それを処理し切れないと、今度は教育委員会の指導主事が混乱を招いてしまって、逆に適切な指導ができないということも十分に想定されるところです。ですから、ここについては電子媒体を使わないとうまくいかないだろうということと、報告については、どういう範囲で報告するかということについても、これから少し吟味をしていかないと、なかなか難しいだろうというふうに思っています。条例が改正されたことから、このことについては学校に周知をしていきますけれども、きっと同様の意見が学校からくるだろうことは十分想定をされています。学校ができないことを教育委員会から強いてしまってもなかなか意味がなくなってしまう。今まで学校でできなかったけれども、解決に一步近づけるようなものにしていかなければならないだろうと思っていますので、条例が変わることについて学校への深い理解を促すとともに、事務局でも受入れ体制というものも整えないとこえて混乱を招くということは十分想定できます。その辺についても、準備をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 やはり相談を受けるというところでは、手塚室長がおっしゃったように、受入れ側の体制がしっかりしていないといけない。児童相談所に相談しにいても、もう二度と相談に行きたくないといったような傷ついた保護者が出てくるので、そこは本当に慎重に、相談を受けるチームに専門家も入れながら、いじめ対策のチームづくりをしていただきたい。教育委員会に相談したら何とかなったよというのが私たちの希望なので、相談してよかったなと思える窓口になってほ

しいなと思います。これから準備をすると思うんですけど、指導主事さんの業務も、ものすごい分量になってくると思うので、人員配置などを考えて、専門家にも入っていただいて、しっかりとやっていただかないといけないかなと思います。私たちも市民活動の中で、情報とかをサポートいたしますので、頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

【委員（大野）】 私も稲葉委員の意見に賛成です。組織を充実するには当然お金がかかりますけれども、ちょうど今予算を積み上げている時期ですか。ですから、あまりゆっくりしていて、来年度の予算が組み上がってしまうと動きがつかなくなりますから、このことについては、いまずぐにでも検討していただいてもいいのかもしれないですね。

【教育長（橋本）】 事務局、いかがですか。

【指導室長（手塚）】 今回この条例を改正するにあたって、どのような形で学校から報告をしてもらうかという形のことなんですけれども、相談があがってきたものが、例えば各校から仮に30件あったとしたら、30×27となると、これはさばけないということになりますので、相談のところについて少し吟味して校長の方でも共通理解をしていただかないとなかなか難しいだろうということは、十分想定をしているところです。

今回のこの意図というのは、あくまでも学校が軽微のものを見逃さない、いじめの入り口のところを間違わないようにするためにはどうすればいいかという一つの案というところでもあります。

今あつたご意見をまずは指導主事の体制、それから私と統括の体制をうまく整えながら、学校から報告があがってきたものについて、フィルターをかけて見ていけるようにしていかないと、実態に即したものにはならないと思っていますので、まずは準備も含めながら進めていきたいと思っていますところでございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

確かに、新たな組織というところにはもちろんお金がかかってまいります。ただいまのご意見についてはしっかりと受け止めたいと考えております。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 異議なしと認めます。よって、青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

---

### 3 令和3年青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項3を議題といたします。

令和3年青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、協議資料3をご覧ください。令和3年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰審査についてでございます。

令和3年10月22日に、表彰に関する審査委員会を行いました。

まず1としまして、被推薦者数でございますが、小学校で11名、中学校で11名、合計22名でございます。

2としまして、審査の考え方でございます。(1)としましては、活動継続年数を令和4年3月時点で3年以上としております。こちらは実施要領3の(1)アに準じております。このたびの22名につきましては、全員が3年以上の活動の条件を満たしているものでございます。

また、(2)の以前の受賞歴との関係でございますが、こちらも実施要領3(1)オによりまして、おめくりいただきまして、横書きの表ですけれども、No.16のお子さんにつきましては、令和元年度に表彰歴がございましたけれども、今回の表彰対象となる活動が同一ではないということで、表彰の対象とするということで、右に備考として書かせていただいております。

裏のページでございます4ページのNo.21のお子さんでございます。この方につきましては、平成30年度の表彰について、同じ表彰でございましたけれども、表彰基準が前回は「1」、今回は「2」ということで、同一の活動であっても、該当する表彰基準が異なるため、表彰対象としております。

なお、この表彰基準の「2」でございますけれども、最後につけております参考資料の裏面、(2)青梅市の伝統文化において、優れた技能を有している者というのがございます。以前は、(1)で継続的に行っているというところでの表彰、このたびは優れた技能を有している者ということでの推薦がございましたので、表彰対象としております。

1枚目に戻ります。3の審査結果でございますけれども、被推薦の22名の皆さんを表彰対象としております。

4の表彰式でございますけれども、ここに書かせていただきましたとおり、ネットたまぐーセンターでの表彰式を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から表彰式中止いたしまして、各学校で校長先生から表彰していただくようにしたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくご協議賜りますようお願いいたします。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員(大野)】 この1枚目の表を見ますと、中学校で常に表彰される数が多かった第一中学校がないんですよ。私、校長先生に電話して聞いてみたんです。そしたら、第一小学校と第四小学校から第一中学校に来るんだけど、第一小学校と第四小学校の児童の間に表彰を受けてしまっているんだと。こういう事情なんだそうです。それで、今年の3年生はたまたまゼロということだそうです。そういうことが起きてくるわけですよ。参考までですけれども。

【教育長(橋本)】 ありがとうございます。

【委員(稲葉)】 表彰式がないということなんですが、表彰式をやったときに、多摩ケーブルが来て撮影して下さっていたと思うんです。子どもたちの活動の様子とか、子どもたちの写真などをネットで配信していただけたらうれしいなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

【教育指導担当主幹(梶井)】 ご指摘賜りまして、検討できるところがありましたら、したいと思



います。ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 異議なしと認めます。よって、令和3年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰について、は承認されました。

---

#### 4 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について（学校給食センター）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項4を議題といたします。

青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（中村）】 それでは、協議事項4、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。

協議資料4をご覧ください。こちらが改正する規則要綱でございます。

まず、1 改正の理由ですが、市における他の歳入と会計年度所属区分にかかる整合を図るため、学校給食費の納期限を当年度内に設定するほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、2 改正の内容ですが、(1)の表をご覧ください。表の2行目でございます4月分～7月分については、右側の期限が翌月の末日であります。これは現行どおりのままでございます。今回改正するのは、その下の9月分～3月分（12月分を除く）につきましての期限を、当月の末日、または12月分については12月28日に変更しようとするものでございます。その他所要の規定の整備もあわせて行うものでございます。

3 施行期日ですが、令和4年3月1日でございます。

本日、これだけですとわかりにくいので、補足の説明資料を机上配付させていただいております。右上に「参考」と記載しまして、件名については「学校給食費の徴収方法について」というものでございます。こちらをご覧くださいければと思います。

まず、1 納期（口座振替日）の変更についての表でございます。表の1行目、左から1列目に区分とありますけれども、これは学校給食費を請求する対象月を記載してございます。左から2列目、現行とありますが、これが学校給食費の改正前の現行の納期限でございます。区分で4月分というところが、納期限5月末日という形でございます。以下、3行目から下へ、5月分は6月末日というような形となっております。

戻りまして、表の1行目、左から3列目、4列目でございます。この2列が、今回の改正によりまして変更する部分でございます。

まず、一番右側の列、令和4年度以降をご覧ください。先ほどご説明させていただきましたが、4月分から7月分までは、現行の列と同じく翌月末が納期限としてございます。

8・9月分以降、一番右側の列の太線で囲ってありますけれども、そちらの納期限について、翌月末から当月末に変更しようとするものでございます。これによりまして、学校給食費の納期限については、その年度の分はその年度内に納期限が到来する形に変更しようとするものでございます。現行では、3月分は翌年度の4月末という形になっておりましたけれども、その年度の3月分は3月までにということでございます。

それでは、今回の改正に至った理由について補足をさせていただきます。一番下の3、その他でございます。学校給食費につきましては、令和2年度から公会計化を図りまして、学校給食会から青梅市長に納めていただく形となってございます。また、この制度変更にあたりまして、給食を食べた翌月末に給食費を払っていただくという考え方で納期限を設定し、運用を開始したところでございます。しかしながら、令和3年度の3月分について、年度をまたいだ今年の4月末に口座振替を行ったところ、卒業された中学校3年生の保護者から、すでに卒業しているので、4月の引き落としは間違えているのではないかというような問い合わせを複数いただいております。また、4月を過ぎて卒業したことから、口座を解約してしまったので口座振替ができなかったという声もいただいたところでございます。また、こうしたご指摘のほか、市の他の歳入でございます税金だとか各種国民健康保険料、介護保険料、そういったものの納期限、市営住宅使用料、学童保育料など、すべてサービスを提供し、その対価を納めていただくようなものについても、いずれも納期限は3月末までという形で設定がされてございます。こういった事情を勘案いたしまして、より保護者の皆様にわかりやすい形での運用に改めようと検討した結果、今回お示ししたとおり、その年度のものについては年度内である3月末までの納期に変更しようとするものでございます。ご承認いただきましたら、令和4年度からは新しい納期限でのご案内をさせていただく考えでございます。

続きまして、今年度分となる令和3年度の取扱いについてでございます。参考資料の中段より下の2 今後の予定(1)にございますけれども、令和2年度に公会計化を図りまして、実際に運用した結果を踏まえまして、令和3年度の早い段階で今年度中から対応できないかという検討を重ねてきたところでございます。しかしながら、令和3年度の納付書につきましては、年度当初の段階ですでに2月分まで10カ月分の納付書をまとめて送付しておりました。また、年度途中で変更することによって、二重払いなどの混乱をきたすおそれがあったというところでございます。しかしながら、3月分については例年、年間の給食数に応じた、月額固定額ではなくて精算後の金額ということで、学校や学年ごとに給食費が異なっておりますので、納付書は3月ころに直前に改めて送付するという形をとっておりましたので、こういった納期限の変更が可能であるのは3月分であるというところで、今年度末の3月末については2月分・3月分の2カ月分のお支払いをいただくというような形で対応させていただければというところで考えてございます。そのため、資料上段の1の表の右から2列目、令和3年度の一番下の行の3月分について、納期限が現行の4月末日から3月末日に変更となっております。

今後の予定といたしましては、周知に努めていくところでございますが、令和3年度の1カ月、2カ月分いただくというところについては、学校長への説明や学校を通じた保護者への丁寧な

周知・案内等をさせていただいて、しっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員（百合）】 私も保護者として、4月になってから、卒業したのに引き落としというのがとっても気になっていたもので、3月中にすべてが終わるといのはとてもありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員（稲葉）】 2月分と3月分を同時に徴収するということは、子どもさん3人通っておられるご家庭はすごく金額がかさみますので、保護者の方に早めに連絡をしていただければいいなと思います。よろしくお願いします。

【学校給食センター所長（中村）】 今回お認めいただきました後、学校給食費は市長が徴収しますので、市長の最終的な決裁の後、決定をし、対応していくという形でございます。年明け早々には、校長会等を通じて、保護者あての通知を行ってまいります。昨年はコロナの関係で2月・3月に非常にしわ寄せがありまして、2月・3月で2カ月分ほどをいただいていたという状況がありました。今年度においても3月に2カ月分というのは大変心苦しいんですけども、引き落とし額が毎月の額と大きく異なってきますので早めに、配信メールでの情報提供などもございますので、そういったことも学校と協力・連携をさせていただきながら、しっかりと対応していきたいと思います。ありがとうございました。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、は承認されました。

---

## 5 令和3年度（第39回）青梅市芸術文化奨励賞の交付について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項5を議題といたします。

令和3年度（第39回）青梅市芸術文化奨励賞の交付について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、協議資料5 令和3年度（第39回）青梅市芸術文化奨励賞の交付について、ご説明させていただきます。

毎年実施しております芸術文化奨励賞表彰候補者の推薦にあたりましては、青梅市文化団体連盟加盟団体の皆さん、小・中学校長先生、社会教育委員の皆さんにご推薦をいただいております。また、9月1日号の広報おうめにおきまして、広く周知させていただいたところでございます。

その結果につきまして、今年度の被表彰候補者につきましては、個人が3名、団体が7団体となりました。

なお、この候補者につきましては、10月19日に開催されました社会教育委員会議において協議をしていただいたところでございます。

令和2年9月2日から令和3年9月1日までの間に、各種公募展、発表会等において優秀な成績をおさめられたもの、常に自己研さんにはげみ進歩が著しいと認められるものとしております。

今回、机上に基準表をお配りさせていただきました。この基準表ですが、この基準にあわない部分もございますので、その都度判断させていただいているところでございます。

協議資料5の2枚目の裏面をご覧くださいと思います。個人の部でございます。書道の部が3名となっております。こちらにつきまして、基準表の2枚目に書道というところがございすが、最近コンテストですとか展覧会ですとか作品展が多くなっておりますので、社会教育委員で青梅市の書道連盟の会長をされて文化団体連盟の会長をされている栗山秋月さんのご意見をお伺いして、検討させていただいたものでございます。

まず1番の〇〇さんにつきましては、第9回全国書写書道伝統文化大会学生書き初め展覧会小学生以下の部で文部科学大臣賞を受賞されております。また他の各種の受賞歴もあるところですが、大会の規模が小さいのではないかとということで、今回は否とさせていただきます。

続きまして、〇〇さんにつきましては、第55回高野山競書大会で金剛峯寺賞を受賞されましたが、この金剛峯寺賞の上に弘法大師賞とか上位の賞があるため、さらに上を目指していただきたいということで、否としております。

続きまして、3番の〇〇さんにつきましては、第44回全国学生書写書道展公募中学生の部で文部科学大臣賞を受賞されましたので、適としてございます。

個人の部の候補者につきましては、以上でございます。

続きまして、団体の部について説明をさせていただきます。団体の部につきましては、音楽部門が6件、ダンス部門が1件となっております。

基準表でいきますと、音楽等で吹奏楽というところですが、こちらですと、全日本コンクールとしか記載がありません。

まず、1番の第六中学校の吹奏楽部と2番の吹上中学校の吹奏楽部ですが、2校の合同チームで、第26回日本管楽合奏コンテスト 全国大会中学校S部門 最優秀グランプリ賞 文部科学大臣賞を受賞されました。こちらの大会を主催している団体が昭和39年に設立しております、近年この大会に吹奏楽部の強い学校が目指して出ている実情がありますので、全国コンクールに相当するのではないかとということで、今回は適と判断しております。なお、合同チームの受賞ですので、トロフィーは1つ、副賞も1つで、賞状については合同チームの名前で2枚出していこうかなと考えてございます。

続きまして、3番目の第三小学校金管バンド部ですが、第8回全日本小学生金管バンド選手権スーパーエクセレント賞（第4位）を受賞されました。こちらは主催の団体が2013年に設立されて、まだ大会自体、規模的に小さいのではないかとということで、今回は否としてございます。

続きまして、4番目の第三小学校ストリートダンス部 Challenge 7ですが、こちらは全国ダンス

パフォーマンスコンテスト 2020 全国決勝大会、小学生オープン部門 レギュラー編成第3位となりました。全国大会で3位となったため、適と判断しております。こちらは、昨年度、青梅市立第三小学校ダンスクラブUnity6が、全国大会出場ということで適としているかと思いますが、その全国大会で3位をおさめたということで、今回は適と判断してございます。

続きまして、5番目の第二中学校吹奏楽部です。第23回日本ジュニア管打楽器コンクールアンサンブル部門 木管の部で予選を通過して本選考会へ進みましたが、予選を通過したというだけですので、今回は否としております。

6番目の泉中学校吹奏楽部です。第26回日本管楽合奏コンテスト全国大会中学校A部門で最優秀賞 審査員特別賞を受賞されました。こちらが一番最初に出ておりました第六中学校と吹上中学校の合同チームと同じ大会になってございますので、全国大会に出場したことにより適と判断しております。

7番目の第三中学校吹奏楽部も、泉中学校と同じ大会で、全国大会に出場したということで、今回は適と判断してございます。

この芸術文化奨励賞の受賞者の表彰式ですが、12月4日に青梅市市役所で実施する予定でございます。

以上の結果となっております。よろしくご協議をお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 今年、〇〇さんという子が否となっているんですが、昨年も否になっている。昨年の資料をお持ちじゃないかもしれないけれど、私、昨年のをコピーしてきたんです。

それで話を進めますけれども、なぜ校長先生は、若干その大会が違うかもしれないけれども、同じような子をまた推薦してきたんだろうと思ったんです。つまり、この基準はきちんとつくられていない。今見せてもらおうと、もう古いですね。だから、推薦する校長先生も、この子は学校から推薦したらいいのか、できないのか、よくわかってないんじゃないでしょうか。

それから、今いただいた表で、2のコンクールによるもので、吹奏楽は全日本コンクール出場と書いてありますよね。出場ということだったら、出場したものは表彰されるんじゃないかというふうに考えますよ。しかし、今ご説明いただいてもいろいろですよ。

そこで、来年度に向けてでいいんですけど、この基準は古いんですよ。平成13年に一部追加となっているけれど、それにしたって古いといえば古いのかな。もっと、特に子どもたちの大会などをよく調べて、大会の名前もきちんと入れて、作り直した方がいいんじゃないかなど。誰もが納得するように。一部の専門の方にご判断いただいているわけですけど、それはそれで正しいと思うんです。だけれども、人がかなりの部分を判断するんじゃなくて、きちんとした基準表があって、それに入っているかどうか。これはわからないな、難しいなというところは専門の方のご意見を伺うと。そういう形にした方がいいんじゃないかなど、今回思いました。ですから、来年度に向けて、この表をきちんとしたものにつくったらいかがでしょうか。

以上です。

【教育部長（浜中）】 昨年のご議論、私も記憶をしておるところでございます。先ほど定例会が始まる前にそのお話をいただきましたので、思い返してみたりしました。基準というのが確かありますけれども、15年とか20年も前のものですので、やはり今に即した形で来年度に向けて基準をきちんとすると。例えば先ほど大野委員がおっしゃられたことで、校長先生が同じ方を今回こそという形で出されている。それは基準をはっきりおわかりになられてない。それは教育委員会側の責任も否めないところでございますので、来年度に向けてはきちんとその課題をクリアするというようなことで、厳正な審査をするという形をとってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 第六中学校と吹上中学校が合同で演奏されて優秀な成績をおさめられていて、なのにトロフィーが1つ、副賞が1つというのは、どういう根拠でそれを決められたのか。やっぱり第六中学校の生徒も吹上中学校の生徒も、1つの学校ではなくて2つ合同というのは、1つの学校で練習するよりも難しいと思うんです。その成果のしるしとしてトロフィーはそれぞれの中学校に、副賞もそれぞれの中学校に贈って、頑張った生徒たちの榮譽を褒め称えてほしいなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

【社会教育課長（遠藤）】 この経緯につきましては、出場されたコンクールが合同チームを1チームとしていまして、トロフィーも1つ、賞状も1つであったので、同様の形で企画したのですけれども、現状としてはトロフィーは行ったり来たりという形になっているかと思えます。ですので、今稲葉委員のご意見を伺いまして、両校に出せないかということで検討させていただきます。

【委員（稲葉）】 よろしく申し上げます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（榎本）】 私も昨年の議事録を見直してみたんですけど、去年稲葉委員が、社会人の表彰がなかったということをおっしゃっていて、基準が厳しいのかなということは感じています。児童・生徒に関しては教育委員会の表彰もありますので、それで救ってもらえると思うんですけど、社会人の表彰がもうちょっと緩いものであればいいのかなという気がします。

【教育部長（浜中）】 その件に関しましても、私が昨年お答えさせていただいていると思います。稲葉委員から、永年芸術文化活動において指導ですとかさまざまな実績をあげられた方、そういう方を顕彰する表彰が、この芸術文化奨励賞であってもいいのではないかとのご意見をいただきました。その辺の、基準をどうしていったらいいのかということを検討している現状でございます。これにつきましても、どうしたらそういう方たちを顕彰できるのかということを引き続き検討して、その結論を報告したいというふうに考えています。よろしく願いいたします。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 その交付基準というところを刷新するときに、一部項目を設けていただくと、市民の方からも推薦しやすくなると思うし、それから文化団体連盟で一個一個ではなくて団体とし

てそういう方々を推薦するというのも可能かなと思いますので、この見直しはとても期待しております。よろしくをお願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

いろいろな課題も頂戴したと思っておりますので、ご指摘の点については検討してまいりたいと思います。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 異議なしと認めます。よって、令和3年度（第39回）青梅市芸術文化奨励賞の交付について、は承認されました。

---

## 日程第6 議案審議

### 議案第16号 青梅市文化財保護指導員の委嘱について（文化課）

【教育長（橋本）】 次に、議案審議に移ります。

議案第16号を議題といたします。

青梅市文化財保護指導員の委嘱について を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、議案第16号 青梅市文化財保護指導員の委嘱について、ご説明いたします。

本件につきましては、青梅市文化財保護指導員の任期満了に伴いまして、青梅市文化財保護条例第44条の規定にもとづき、新たに委嘱をしようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目の別紙に青梅市文化財保護指導員候補の一覧を掲載しております。

もう1枚おめくりいただきまして、3枚目の青梅市文化財保護指導員名簿では、新旧の指導員の氏名等を掲載しております。

このたびの任期満了に伴いまして、現任の角田清美委員が退任となります。そして、儘田菜つ美氏を文化財保護指導員として新たに委嘱するとともに、他の委員の方々につきましては再任とさせていただきます。

最後に、任期につきましては、令和4年1月1日から令和5年12月31日までとしております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 異議なしと認めます。よって、議案第16号 青梅市文化財保護指導員の委嘱

について は原案どおり可決されました。

---

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項4が承認されたことに伴いまして、議案が1件追加されることとあります。

つきましては、本日の日程に、議案第17号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について を追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 異議なしと認め、本日の日程に議案第17号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

---

## 日程第6 追加議案の審議

議案第17号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【教育長（橋本）】 それでは、議案審議を行います。

ただいま議題となりました議案第17号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について を説明いたします。

【学校給食センター所長（中村）】 それでは、ただいまご配付をいただきました議案第17号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本議案につきましては、先ほどの協議事項の中でご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 異議なしと認めます。よって、議案第17号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について は原案どおり可決されました。

---

## 再 日程第4 教育長報告事項

### 1 いじめ重大事態の発生について（経過報告）（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項1、いじめ重大事態の発生について（経過報告）、を議題といたします。

本件は、市内の小・中学校で発生したいじめの重大事態にかかる経過報告であります。

本件は、個人に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めます。

---

#### 【公開】

【教育長（橋本）】 ここから会議を公開といたします。

---

【教育長（橋本）】 以上で、本日予定された案件につきましてはすべて終了いたしました。

その他、何かありますか。

【文化課長（北村）】 それでは、本日机上配付をさせていただきました青梅市吉川英治記念館の開館時間の変更について、ご説明いたします。

まず、1の変更の理由につきましては、青梅市吉川英治記念館の指定管理者の自主事業として夜間のライトアップ事業を実施するため、開館時間を変更しようとするものでございます。

この内容としましては、地元のNPO法人「青梅吉野梅郷梅の里未来プロジェクト」に協力していただき、記念館敷地内の母屋や庭園にて秋のライトアップ事業を行うことで、地域団体との連携や新たな年代層の集客アップを目指すものでございます。また、地元のお菓子屋さんにもご協力いただき、吉川英治ゆかりのお菓子やお茶などを提供するほか、期間中の4日間限定でシャトルバスの運行も予定しております。

2の変更期間につきましては、当該事業を開催する令和3年11月23日から28日までとするものです。

3の変更の内容につきましては、「午前10時から午後5時まで」の開館時間を「午前10時から午後8時まで」とするものでございます。

最後に、4の周知方法につきましては、吉川英治記念館および青梅市の公式ホームページやツイッター等で周知を行う予定でございます。

説明につきましては以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

【文化課長（北村）】 もう一点、説明いたします。

同じく机上配付をいたしました美術館の共催展「アートビューイング西多摩2021 開花するアート」について、説明いたします。

本展覧会は、市内の小学校と交流事業を行っております西多摩在住の作家さんたちとの現代アートの展覧会で、2019年に続き、市立美術館を会場として開催します。今回は、「開花するアート」をテーマに、多摩地域を「土壌」に見立て、そこからどのような作品が誕生したのかということを検討するものです。

チラシの裏面をご覧ください。本展覧会は、11月20日から来年1月16日までの会期で予定しております。また今回も、西多摩地域広域行政圏協議会委員との共催事業として実施し、会期中の土曜・日曜・祝日は西多摩地域在住の小・中学生の入館料を無料とします。また、大人向けワークショップや講演会、ギャラリートーク、青梅市立第七小学校3・4年生の鑑賞教室を実施いたします。さらに、今年度は青梅市立第四小学校と藤橋小学校をはじめ、あきる野市や日の出町、奥多摩町の西多摩地域の小学校6校での交流事業を実施しまして、これらの学校の児童作品も美術館1階市民ギャラリーに展示いたしますので、ぜひご覧ください。

もう一点、資料はございませんが、小学校造形作品展を1月29日と30日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年に引き続き中止とすることになりました。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員（稲葉）】 社会教育委員会がオンラインで全員出席でされたと書いてあったんですけども、すごくいいことだなと思います。いろいろな会議があるんですけど、なかなか対面での開催ができないところで、オンラインで開催されたのはすごくいいかなと思います。

【教育長（橋本）】 他にございますか。よろしいでしょうか。

---

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長からご説明をさせていただきます。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、机上に配付させていただいた今後の日程をご覧ください。

まず、11月10日、本会議の終了後ですけども、郷土博物館を視察します。参加される委員さんにつきましては、よろしくお願いいたします。

次に、11月19日、研究発表会、若草小学校。内容等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、11月20日、河辺小学校創立50周年記念式典。時間、会場は記載のとおりでございます。

最後、11月24日、第10回教育委員会定例会、午後1時30分から、教育委員会会議室となっております。

今後の日程は以上です。

---

## 日程第7 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間、大変ありがとうございました。

---

午後 3時28分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員